

産業構造審議会 保安分科会 火薬小委員会 特則検討ワーキンググループ（第4回）-議事要旨

日時：平成27年12月25日（金曜日）13時00分～14時30分

場所：経済産業省別館1階108各省庁共用会議室

出席者

新井座長、飯田委員、熊崎委員、栗原委員、中山委員（松村委員代理）、畑中委員、松尾委員、三宅委員

議題

1. 火薬類製造施設の保安間隔の短縮等に係る特則承認について
2. その他

議事概要

1. 火薬類製造施設の保安間隔の短縮等に係る特則承認について

- 議事運営規程に基づき、特定の技術内容等を含む資料の配付はメインテーブルのみとし、資料の公表については、特定の技術内容等の箇所を一部非公開とした上で行うことで了解された。
- まず、事務局から概要を、申請者等から詳細な内容を説明した。

（委員）

申請工室に設置する衝立は保安確保上過剰ではないか。

（説明者）

衝立は設置しないこととしたい。

（委員）

申請工室におけるCDFの保管期間はどのくらいか。

（説明者）

納入されて取り付けられるまで最大2週間くらいである。

（委員）

防護板の厚みは3.2mmで大丈夫なのか。計算上3.15mmであり安全率をみて厚くすべきではないのか。

（説明者）

類似の火工品の試験結果では2mmのアルミ板でも貫通しない結果が出ている。また、これ以上防護板を厚くすると重くなり、作業上のリスクが高くなる。

（委員）

試算に用いた計算式の中に安全率が含まれているので、厚さについては十分と考える。

（委員）

申請工室の網掛け部分以外での火工品の取扱いはないのか。

（説明者）

ない。

（委員）

動力付き運搬車の特則承認では、告示で定める技術基準に適合する蓄電池車又はディーゼル車以外の運搬車を使用できるものとしているが、実際に使用する運搬車の形式に限定すべきではないか。

（説明者）

実際にはディーゼル車を使用するため、限定して記載する。

（委員）

危険区域内で使用する動力付き運搬車は申請工室及びその付近に入ることができるものとしているが、照明設備の特則説明の際に、照明設備の設置位置（15m）における可燃性ガス濃度が爆発下限未満なので大丈夫と説明しているが、運搬車の使用位置で爆発下限未満であることを説明して欲しい。

（委員）

容器包装の特則承認で、JISに規定する試験に合格したものと同等以上の性能を有しなくても良いものとされているが、限定すべきではないか。（説明者）実際に使用する容器に限定する。

- 委員からの指摘事項については座長預かりとされ、安全性が確認され次第、特則承認に関する必要な手続きが行われることとされた。

2. その他

- 議題2「その他」については、特になし。

関連リンク

[産業構造審議会 保安分科会 火薬小委員会 特則検討ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

商務流通保安グループ 鉱山・火薬類監理官付
電話：03-3501-1870
FAX：03-3501-6565

最終更新日：2016年1月5日